

(配布先)

施工担当部署長、建設所長
副部長、副所長、統括工事長
設備部長、安全長・安全主任
関西支店取引業者災害防止協議会

関西支店
安全環境部長

ケガに対する適切な治療について(要請)

過日、他支店の当社耐震改修工事作業所において、作業員がケガをしたにも関わらず、適切な治療を怠ったために入院を余儀なくされ、休業せざるを得なくなったという事案が発生しました。

被災者は、仮設間仕切壁の解体材(約90kg)を載せたカゴ台車を、一人で抑えながら仮設スロープを後ろ向きに降りた際に、右手を玄関扉とカゴ台車にはさまれてケガをしましたが、誰にも報告することなく作業を続けたとのことでした。

受傷から5日後、手が腫れ出したものの他現場で作業を行い、夜になって初めて雇用主に報告、翌日治療を受けましたが、3日後の再診時に「細菌による感染」が疑われ、他の総合病院で「右上肢蜂窩織炎・化膿性腱鞘炎」と診断が確定し、約1か月間の入院となりました。

受傷時、速やかに医療機関で適切な治療を受けていれば早く治癒したものと考えられ、素人の判断でケガを放置したことは誠に残念なことです。このように、大したケガではないと思い、適切な治療を受けなかったため、後日、受傷部を切断せざるを得なくなったり、後遺症が残った事例も少なくありません。

つきましては、些細なケガでも感染症のリスクがあることから、もれなく報告させ、適切な治療を受けさせるよう作業所関係者に徹底させてください。

以 上

<参考>

・蜂窩織炎(ほうかしきえん):

皮膚の傷などから細菌が侵入し、皮膚とその下にある脂肪組織などに炎症を引き起こす病気

・化膿性腱鞘炎(かのうせいけんしょうえん):

刺し傷など指の外傷後に生じる指の腱の周囲にある腱鞘滑膜(けんしょうかつまく)の化膿性炎症